

感染防止対策委員会規程

感染防止対策委員会の目的と基本的考えかた

第1条

当法人は、経営理念に基づき、利用者に適切かつ安全で質の高いサービスを提供するため、事業所内での平常時の感染防止の対策、および感染症発生時の対策に取り組むため感染防止対策委員会を設置する。基本的感染防止対策として、感染症対策マニュアル及び業務継続計画を制定し、予防策を常時適用したうえで、特定の感染経路がある疾患などに対して感染防止対策を提供する。これらを基本に感染の防止に組織的な対応を行い、感染症などが発生した際にはその原因の迅速な特定と制圧、終息を図るために委員会を組織し、指針、マニュアル等を定めるために定期的に委員会を開催する。

第2条

感染防止対策のための委員会に関する基本方針

感染防止対策に関する審議機関として感染防止対策委員会を設置する。感染防止対策委員会は、各事業所の全ての職員を委員とし、各委員構成を下記のとおりとする。

委員会の構成

(1) 委員長（代表取締役）

感染症発生予防、拡大防止のための総括管理、行政・監督省庁などとの連携、委員会総括責任者、事務関係、納入業者などとの連携、現場のサポート、水質検査・害虫駆除・職員検診・検便などの施設全般にわたる衛生管理のスケジュール管理、

(2) 管理者

家族・医療・行政機関・その他関係機関への対応・報告、他事業所との連携、地域の流行状況の把握

(3) 協力医療機関

日常の医学的管理、治療、医療面での指示・助言、協力病院との連携

(4) 支援員

現場の直接的・間接的介護、生活面での日常生活上の世話、利用者個々の心身の状態把握、利用者や家族の意向に沿った対応、環境整備

(5) 管理責任者

個別支援計画関係の対応、支援員や現場のサポート

感染防止対策委員会の開催

委員会はおおむね3ヶ月に1回以上開催する。緊急時は必要に応じて臨時委員会を開催し、次に掲げる事項について審議する。

- 施設内における感染症の予防体制の確立に関すること
- 感染予防に関する情報の収集に関すること
- 施設内で報告のあった感染事例の対応策に関すること
- 感染予防のためのマニュアル類の整備に関すること
- 職員を対象とした感染予防研修の実施に関すること
- その他、当施設内の感染予防のために必要な事項に関すること

第3条

感染防止対策のための職員に対する研修に関する基本方針

感染防止対策の基本的考えかた、および具体的対策について全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に研修を実施する。研修の内容は、感染防止対策に関する基礎的な知識の普及と啓発をするとともに、マニュアルに基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員研修

- (1) **定期的な訓練（年2回以上）を実施する**
 - (2) **定期的な研修（年2回以上）を実施する**
 - (3) 新規職員採用時に必ず感染防止対策研修を実施する
 - (4) 必要に応じて、個別、部署別に開催する
 - (5) 感染防止対策を目的とした各種講習会、研究会の開催情報を広く告知し、希望者の参加を支援する
- 研修の開催結果、外部研修の参加実績を記録、保存する。

第4条

感染症発生時の対応に関する基本方針

感染症対策マニュアルに沿った手洗いの徹底、個人防護用具の使用といった感染症対策を講じ、常に感染防止に努める。

疾患および病態などに応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染）を追加して実施する。報告の義務づけられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携をとって対応する。

第5条

利用者、その家族に対する当該規程の閲覧に関する基本方針

本規程は、利用者または家族の希望によりいつでも閲覧できるようにする。

第6条

その他感染防止対策の推進のために必要な基本方針

感染症対策マニュアルには科学的根拠に基づいた対策を採用し実施する。マニュアルは最新の知見に対応するよう定期的に改定を行う。

この規程は、令和6年3月1日より施行する。